

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成 29 年 7 月
総務省自治税務局

1. 改正の概要

- (1) 市町村たばこ税都道府県交付金の算定には、当該市町村のたばこ消費基礎人口(公表された最近の国勢調査の結果による当該市町村の20歳以上の人口及び当該市町村以外の市町村に居住する者であって当該市町村において従業し、又は当該市町村へ通学する者のうち20歳以上のものの人口の合計)を用いることとされている。

現行、たばこ消費基礎人口については平成22年国勢調査の結果によることとしているところ、平成29年6月28日に平成27年国勢調査の結果(従業地・通学地による人口・就業状態等集計)が公表されたため、地方税法施行規則第16条の4の3について規定の整備を行う。

- (2) 平成27年国勢調査の結果において、避難指示区域等を含む市町村で立ち入りが制限された区域があることにより、当該調査における人口等が0又は著しく減少することとなる市町村について、平成22年国勢調査の結果により算出したたばこ消費基礎人口に住民基本台帳人口の変動率を乗じた数値を用いることとする。

2. 施行期日

公布の日から施行する。